

東京大学における保有個人情報の開示決定等に係る審査基準

平成17年4月1日総長裁定
平成17年11月29日 改正

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）に基づき国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

法第18条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第18条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第16条）。
- 2 開示しない旨の決定（法第18条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求手数料が納付されていない場合、開示請求書に記載する事項（法第13条第1項各号に規定）及び、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明する書類（法第13条第2項に規定）に形式的な不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報を本学において保有していない場合（開示請求の対象が法第2条第3項に規定する保有個人情報に該当しない場合及び開示請求の対象が、法第45条に規定する状態の保有個人情報の場合）
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報がすべて不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。
 - (5) 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第17条）
 - (6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判

断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の本学の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。本学の事務を混乱又は停滞させることを目的とするなど開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

第2 保有個人情報に該当するか否かの基準

- 1 保有個人情報における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2 開示請求の対象となる「保有個人情報」とは、本学の役員及び職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員等が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年度法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書（同項第3号に掲げるものを含む。）に記録されているものに限る。
- 3 法人文書該当性の判断は、「東京大学における法人文書の開示決定等に係る審査基準」第2の2により行う。
- 4 「保有しているもの」とは、所持している個人情報をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該個人情報を事実上支配していれば、「所持」に当たる。（ただし、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合など、当該個人情報を支配していると認められない場合を除く。）

第3 開示請求に係る保有個人情報を特定するための基準

開示請求に係る保有個人情報が記録された法人文書の特定は、開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載から職員が開示請求者の求める本人の保有個人情報を他の保有個人情報と識別できるか否かにより、判断するものとする。

1 特定が不十分な記載の例

「自己の〇〇に関する情報」（〇〇の事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは明らかでない。）、「〇〇部局の保有する自己に関する保有個人情報」（保有個人情報の範囲は観念的には一応明確であるが、一般的には、部局の活動は多種多様であって、部局が保有している情報の量等に

照らすと特定が十分であるといえない。)

2 特定されていると考えられる例

個人情報ファイル簿に登載されている保有個人情報ファイル名が記載されている場合

第4 保有個人情報の開示義務等

1 保有個人情報の開示義務

開示請求があったときは、次に掲げる場合を除き、開示請求のあった保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部に法第14条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているため、すべて不開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- (2) 法第17条の規定により、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を本学が保有していない場合又は開示請求の対象が保有個人情報に該当しないとき
- (4) 開示請求手数料が納付されていない場合、開示請求に係る保有個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき
- (5) 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき

2 部分開示

開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

3 裁量的開示

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

4 保有個人情報の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第5 不開示情報に該当するか否かの基準（法第14条関係）

開示請求の対象とされた保有個人情報について、不開示情報に該当するか否かを審査する

ための基準である。

1 個人に関する情報（法第14条第1号及び第2号関係）についての基準

1 「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」（法第14条第1号）

未成年者の個人情報の開示を法定代理人が請求する場合で、未成年者の権利利益を害するおそれがある場合や、診療情報の開示によって、本人の病状が悪化することが予見される場合などが該当するが、具体的ケースに即して該当性について慎重に判断する。

2 「開示請求者以外の個人に関する情報」（法第14条第2号）

(1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る個人情報の中に含まれた、本人以外の第三者(個人)の情報を示し、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益を損なうおそれがあることから不開示情報となる。

「個人に関する情報」には、「個人情報」とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

(2) 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報）」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、法第14条第3号の規定により判断する。

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る開示請求者以外の個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報をいう。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合もある。

(4) 「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別することができるものも、個人識別情報として不開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関等である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質や内容等に応じて、個別に判断する。

- (5) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、特定の個人を識別できない個人情報であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあり、不開示となる。

3 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（法第14条第2号ただし書イ）

- (1) 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り開示情報を開示することを定めている規定が含まれる。

- (2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる（請求者の家族に関する情報（配偶者や子供の名前や年齢など）等）。ただし、当該情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

- (3) 「知ることが予定されている情報」

将来的に知られることが予定されている場合である。将来知られることが具体的に予定されている場合に限らず、当該情報の性質、利用目的等から照らして通例知られるべきものも含む。

4 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（法第14条第2号ただし書ロ）

開示することにより害されるおそれがある当該情報に係る開示請求者以外の個人の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報を開示することとする。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じ慎重な検討を行うことと

する。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の個人の権利利益との調整は、裁量的開示の規定（法第16条）により図られる。

5 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（法第14条第2号ただし書ハ）の取扱いについて

保有個人情報には、職務遂行の主体である本学職員並びに公務員等（以下「本学職員等」という。）の職務活動の過程又は結果が記録されているものもある。本学職員等の職務遂行に係る情報も個人情報であるが、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を開示する意義は大きい。他方で本学職員等についても、個人としての権利利益は十分に保護する必要がある。この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の本学職員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示としないこととする。

(1) 「当該個人が公務員等である場合において」

当該個人が「本学職員等」であっても、職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人に関する情報でもある場合など、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該本学職員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

(2) 「公務員等」

常勤か非常勤かを問わず、国、独立行政法人等（法第14条第2号ハに規定する「独立行政法人等」をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の職員等（独立行政法人等の役員を含む。以下同じ。）のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、本学職員等であった者が当然に含まれるものではないが、本学職員等であった当時の情報については、不開示とはならない。

(3) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、本学職員等が国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、当該情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、本学職員等の情報であっても、開示請求者以外の本学職員等の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、管理される職員等の個人情報として保護され、職務遂行に係る情報には該当しない。

(4) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

本学職員等の職務の遂行に係る情報には、当該本学職員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、本学職員等の氏名（短時間勤務有期雇用教職員の氏名を除く。）については特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、その氏名、職名及び職務遂行の内容については、当該本学職員等の個人に関する情報としては不開示としないものとする。

(5) 本学職員等の氏名について特段の支障の生ずるおそれがある場合

特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、氏名を開示することにより、法第14条第3号から第5号までに掲げる不開示情報を開示することとなる場合及び、氏名を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがある場合とする。

II 法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第14条第3号関係）についての判断基準

1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

「法人その他の団体」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等が含まれる。また、「その他の団体」には法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、法第14条第5号等において規定している。「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認め

られる情報」

法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が上回るときには、当該情報を開示する。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

2 「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」（法第14条第3号イ）について

(1) 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4) 「害するおそれ」

権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と本学の業務との関係等を十分考慮して判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

3 任意に提供された情報の取扱（法第14条第3号ロ）について

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護し、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものとする。

(1) 「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

本学の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、本学の要請を受けずに提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、本学が合理的な理由

があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得る。

①「要請」

法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、例えば、本学総長（以下「総長」という。）が報告徴収権限を有する場合に、当該権限を行使することなく任意に提出を求めた場合は含まれる。

②「開示しない」

本法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の業務目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

③「条件」

本学の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から本学の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除するものではない。

(2) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

① 「法人等又は個人における通例」とは、

当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りを意味し、当該法人等において開示していないことだけでは足りない。

② 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断

情報の性質に応じ、当該情報の提供当時における諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報とはならない。

Ⅲ 審議、検討等に関する情報(法第14条第4号関係)についての判断基準

1 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

2 「審議、検討又は協議に関する情報」

本学の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議等又は本学が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

- ・「率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ」

審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合

- ・「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

本学内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合

4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期の情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

6 「不当に」

「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

7 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、本学としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決

定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を行う。また、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、不開示となり得る。

IV 事務又は事業の適正な遂行に関する情報（法第14条第5号関係）についての判断基準

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第14条第5号本文）

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として本号のイからトまでに掲げたものは、事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かは、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定またはその趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

2 国の安全等に関する情報（法第14条第5号イ）

(1) 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に

維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織等（アジア太平洋経済協力機構、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなるもの、他国等の意思に一方的に反することとなるもの、他国等に不当に不利益を与えることとなるもの等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関する我が国の立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

3 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（法第14条第5号ロ）について

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員である。

(2) 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者及び被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、不開示となる。

4 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第14条第5号ハ）

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態で確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものは、不開示とする。

また、事後であっても、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは不開示情報に該当する。

5 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第14条

第5号二)

(1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

- ・ 入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる場合
- ・ 交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合

6 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

(法第14条第5号ホ)

本学が行う研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

- ① 知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの
- ② 試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合

7 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

(法第14条第5号ヘ)

本学が行う人事管理（職員等の任免、懲戒、給与、研修その他職員等の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、本学の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲での自律性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とする。

8 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法

人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第14条第5号ト）

本学に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は法第14条第3号の法人等とは当然異なり、事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第6 部分開示に該当するか否かの基準（法第15条関係）

1 法第15条第1項関係

(1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合」

開示請求に係る保有個人情報に、法第14条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行うものとする。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

①当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務はない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることを意味する。

②当該保有個人情報を文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報については、例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報（開示請求者以外の発言など）が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報（開示請求者以外の者の映像）が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報について、電磁的記録をそのまま開示することを求められ、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択（不開示情報の全体を黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するかなど）については、総長が、本法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになっても実質的に不開示情報が開示されるのでなければ不開示義務に反しない。

2 法第14条第2号に定める開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について（法第15条第2項）

- (1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、当該残りの部分は、法第14条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして開示する。

なお、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、診療情報、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあり、開示することが不相当であると認められるものもある。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用する。

- (2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第14条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

第7 個人の権利利益の保護上の理由による裁量的開示に該当するか否かの基準（法第16条関係）

「個人の権利利益の保護上特に必要があると認めるとき」とは、法第14条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、総長の高度な判断により、開示することに、当該保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要があると認められる場合を意味する。

第8 保有個人情報の存否に関する情報に該当するか否かの基準（法第17条関係）

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、本人以外の者が行った学生相談について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

- 2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

第9 訂正決定の審査基準

法第30条の規定に基づく保有個人情報を訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)するか否かの決定(以下「訂正決定」という。)は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価、判断には及ばない。ただし評価した行為の有

無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。

- 2 訂正する旨の決定(法第30条第1項)は、訂正請求どおりに保有個人情報の内容が事実でないことが判明した場合に、利用目的の達成に必要な範囲内で行う。
- 3 訂正しない旨の決定(法第30条第2項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 法第27条第1項各号に規定する保有個人情報以外の訂正請求が行われた場合
 - (2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合
 - (3) 調査等の結果訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
 - (4) 訂正請求が、利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合
 - (5) 訂正請求書に記載する事項(法第28条第1項各号に規定)又は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを証明する書類(法第28条第2項に規定)に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
 - (6) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は判明した事実に即して、職権により訂正を行う。
 - (7) 訂正に関して、法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定で特別の手續がある場合。

第10 保有個人情報の訂正請求に理由があるか否かの基準

訂正請求に理由があるかの判断は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、以下により行う。

- 1 保有個人情報の内容が事実と異なっているか
- 2 訂正請求が、利用目的の達成に必要な範囲での正確性を求めているか。訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合には、特段の調査は必要ない。

保有個人情報の正確性については、利用目的との関係で以下の類型がある。

- (1) 過去の一定時点の事実のみで足りる場合
- (2) 現在の事実を必要とする場合
- (3) 過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合

履歴、経歴などを記録することが利用目的である場合がこれに当たる。

したがって(1)の類型について、現在の事実に基づいて訂正を請求する場合は、利用目的の達成に必要な範囲外となる。

第11 利用停止決定等の審査基準

法第39条の規定に基づく利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）は、以下により行う。

- 1 利用停止をする旨の決定（法第39条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 利用停止請求に係る保有個人情報について、法第3条第1項に基づき、いったん特定された利用目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報について、法第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用又は提供している場合
 - (3) 保有個人情報の消去請求において、前2号に該当する場合であっても、利用の停止によって本学における個人情報の適正な取扱いを確保できる場合は、保有個人情報の消去は行わずに、利用を停止する。
- 2 利用停止を行わない旨の決定（法第39条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 法第36条第1項各号に規定する保有個人情報以外の利用停止請求が行われた場合
 - (2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合
 - (3) 利用停止請求に、理由があると認められない場合
 - (4) 利用停止請求に理由があることが判明した場合でも、利用停止を行うことにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - (5) 利用停止請求書に記載する事項（法第37条第1項各号に規定）又は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを証明する書類（法第37条第2項に規定）に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
 - (6) 利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合

第12 保有個人情報の利用停止に理由があるか否かの基準

1 保有個人情報の利用停止請求権

- (1) 「保有個人情報の利用停止又は消去」の措置の請求

「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含み、「消去」とは、該当保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることを意味する。

- ① 「適法に取得されたものでないとき」

暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

②「第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合などがこれに該当する。また、第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も利用停止の対象となる。

③「第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用しているとき」

法の許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(2)「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求

「第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」とは、法が許容する範囲を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

第13 利用停止の基準

1「利用停止請求に理由があるとみとめるとき」

「利用停止請求に理由があるとみとめるとき」とは、法第36条第1項第1号又は第2号に該当するときに、これに当たる。

2「当該機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度」

法第36条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正することを意味し、違反の状況により、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反している場合は全ての利用停止を、一部の利用が違反している場合は、一部の利用停止を行う。

一部の利用停止の例として、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合に、当該個人情報を消去してしまうと、本来の利用目的内での利用が不可能となるので、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から当該利用目的外の利用を停止することがこれに当たる。

3「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」

利用停止請求に理由があることが判明した場合でも、利用目的に係る事務又は事業の性質上、利用停止により、その事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、そこに利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益を上回る必要があると認められる場合に、利用停止を行わない。